

農地の「利用状況調査」を実施しています

現在、農業委員会では、耕作されていない農地（遊休農地）や、違反転用された農地等の把握と発生防止のために、農地法の規定に基づく「利用状況調査」を行っています。

本調査は、地域の農業委員が中心となって現地調査を行うもので、10月中旬（予定）までの期間で実施いたします。調査の際には、必要に応じて農地に立ち入らせていただく場合がありますので、ご了承ください。

また、現地調査の結果に基づき、耕作されていない土地の所有者の方々に対して、農地としての適正な利用を図っていただけるようご連絡をさせていただく予定です。

農地保全のために、皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

農地を守り、有効に利用しましょう！

農地法により、農地の権利をお持ちの方には、「農地を農地として利用する責務」があることが定められています。



もう、自分で耕作するのは難しい...

農地を相続したけど、管理ができない...

農地として利用ができないことでお悩みの方は、農業委員会にご相談下さい。

農地が遊休化してしまうと？

食料供給力の維持が困難に

鳥獣害・病害虫の発生

不法投棄等の増加

再び耕作できる状態に戻すのは大変！

大切な農地を適切に利用するよう、皆様のご協力をお願いいたします。

農地改良をする時は、早めに農業委員会へ相談を！

農地改良として、切土や盛土をしたい。

農業委員会への「届出」が必要です！

施工目的・内容によっては一時転用許可（知事許可）が必要になることもありますので、時間に余裕をもって農業委員会にご相談ください。（一時転用許可の場合は、3か月程度必要です。）

農地改良は、大切な農地に手を加えることから、所有者ご自身でも十分検討のうえ、慎重に進める必要があります。悪質な施工業者に任せきりにしたために、農地を荒らしてしまい、農地法違反を問われた例もありますので、ご注意ください。

問い合わせ先

札幌市農業委員会事務局

Tel.211-3636

HPアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/index.html>